



みらい経営グループ
あなたの繁栄が私たちの喜びです！

税理士法人みらい経営レポート

〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号

今月の視点

592号

遺産相続タイムスケジュール ～身近な人が亡くなった後の手続きのすべて～

身近な人が亡くなられた後、どこで、どのような手続きや届出を行えばよいでしょうか、私は「喪主」を2回やりました。告別式、お通夜も何回となく出席しています。

未経験の方が多いと思います。慌ただしく葬儀や法要などの手配や届け出を行わなければなりません。

身内の方の「相続」は、一生のうちに何度も経験するものではありません。「手続きが膨大で面倒」、このようなイメージですが、以下の記述はマイナンバーとともに、新制度が次々に制定され、それらを活用すれば大きな時間節約ができます。

「さて、困ったな」と思われたときはもちろん、私の体験などを記しました事前の心づもりのためにもご参考までにご一読いただければ幸いです。

相続の開始（被相続人の死亡）

ご臨終

- ・火葬許可書（法律）までの流れ
- ・医師から死亡診断書を必ずもらう（数枚）
- ・死亡届（数枚）・生命保険（配偶者の生活費・葬儀費などへの支払い）
- ・親が受取人（認知など指定代理請求）、保険証書を生前より確認

関係者への連絡・葬儀の準備を区町村へ死亡届の提出 7日（記名押印）以内葬儀社に代行してもらうのが一般的 死亡診断書（死亡直後）死亡届（7日以内） 火葬許可申請書と火葬許可書 埋葬許可書（骨つぼと共に受け取る）

- ・キーマンに先に連絡（故人の兄弟姉妹に声かけ）

お通夜

葬儀

告別式、家族葬、一日葬、直葬・火葬式（炉前葬）子世代に「葬儀の経験がないことの弊害」家族葬などは葬儀が終わった直後から、土日など何人ともなく焼香に訪問を受ける。（葬儀で完結、その都度対応）家族葬は香典収入などないのでそれなりの費用がかかる（かえって負担増に）

↓

初七日法要

葬式費用・香典返し、お寺さんなどの資料・領収書などの整理・保管
7日毎のお寺さんへの連絡。年金受給権者死亡届・未支給年金請求書
役所のおくやみコーナーの活用

↓

相続人調査（戸籍謄本の収集）

香典返しのDMがくる

遺言書の有無・確認や家庭（捜す順番）自筆証書（要検認）or公正証書

1. 家庭内 2. 貸金庫 3. 公証役場 4. 法務局

検認手順もしくは遺言書情報証明書の取得

約10万人、増えている、新しい遺言書優先（見つかっておわりではなく他もさがす）

↓

四十九日法要

第一回目の遺産分割の意向確認など

↓

遺言書の有無確認

自筆証書（メモでも可？遺言書のタイトル、年月日（吉日だめ）・自署押印・特定の財産・
特定の人に、相続するなど）

公正証書

遺言無効に注意

手紙などの自筆の証拠、スマホでとる。

スマホで録音、

長谷川式のスケール（年はいくつ、今日は何日、何曜日？など認知症対応）

遺言執行者、予備的遺言、付言事項

「最強の武器」→最大限の注意

妻に任せる→妻に相続させる

「遺留分」に気遣いの分け方

↓

相続関係図の作成（家系図）→法定相続情報一覧図（必要以上に）住所書けば住民票不要
戸籍取得を迅速に

・広域交付令和6年3月より

本籍以外でもとれる

一カ所でまとめて

・コンビニ交付

マイナンバーで可能、各自治体のHPなどで要確認

・電子交付

総務省とデジタル庁令和7年12月？

・預金・有価証券の残高証明書などの受領、通帳（7年分の確認）

精算課税（平成15年からスタート）→事前に出す？の申告の有無・開示請求、増加中

・相続人の確定（戸籍調査）

・出生から死亡まで

・市区町村単位で管理

・三代戸籍禁止の原則（一つの戸籍は親・子二代まで）

・子が未婚の母として出産、認知など親の戸籍から出て新戸籍へ
一家制度の頃はすべて記載。

・除籍、転籍、改製（法改製）

・昭和32年（家→家族単位へ）

・平成6年（コンピューター化）自筆で読みにくい

相続財産調査（不動産・預貯金（直帳残高証明書）・有価証券・契約関係・遺産や債務の概要の把握）

相続人の確認、相続方法の検討（相続放棄又は限定承認など）

保証債務に留意

告別式家族会議を行う。

（気が引ける？せめて次に集まる日時）

（もめる家族はどのタイミングでも同じ）

（思ったらすぐ！）

3ヶ月以内

準確定申告（事業主の場合など）と納付

4ヶ月以内

遺産や債務の調査

相続財産評価・鑑定（相続税事案の場合）

遺産分割協議書の作成

不動産の名義変更

預貯金の名義変更

相続への調停

・登記通らないとダメ。やり直しはナシ ・必ず司法書士に確認

相続税の申告・納税

10ヶ月以内

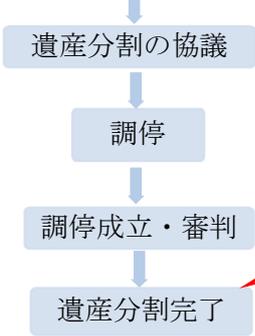
(3,000万円+600万円×相続人) 法定 令和4年全国9.6%申告割合

法務局への登記申請

財産目録の作成
 ・相続税の有無、譲渡・税額控除・遺産控除など
 ・遺産分割協議

遺言書で全財産の指定がされている
 →遺産分割協議不要
 遺言書で一部財産の指定のみされている
 →残りの財産につき遺産分割協議
 遺言書なし
 →全財産につき遺産分割協議

遺産分割協議書には実印で押印+印鑑証明（申告、名義変更）



+α 死亡保険金の請求
 →以下の支払いに備えて早めに請求
 1) 葬儀代金
 2) 相続税の納税
 →非課税500万円×法定相続人の数（非課税）

+α 自筆証書遺言の場合における検認
 →家庭裁判所へ検認申立が必要

+α 名義変更
 →遺言あり：指定があれば遺言
 →遺言ない：遺産分割協議書

+α 相続した不動産の売却
 →所有権移転登記（相続）後に売却
 →確定申告忘れずに
 （翌年3月15日まで）

被相続人 住所地の管轄税務署へ
 10ヶ月以内に「申告」「納付」

各種名義変更を随時
 預貯金、証券会社
 不動産、生命保険、火災保険
 自動車、ゴルフ会員権など

ご意見・経営レポートへのご希望をお待ちしています。

税理士法人みらい経営 石川光男

10月の税務と労務	
令和6年8月の決算法人の確定申告、消費税など納税	期限（10月31日）
令和7年2月の決算法人の中間申告、納税	期限（10月31日）
令和7年2月の決算法人の消費税の中間申告	期限（10月31日）
令和6年9月分源泉所得税納付	期限（10月10日）
税理士法人みらい経営（発行元）	
税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士	石川光男
税理士	秋江みほ
社会保険労務士	小菅初子
社会保険労務士・中小企業診断士・行政書士	久野裕規